

2025年 8 月 27日

九州電力株式会社

川内原子炉設置変更許可取消訴訟（行政訴訟）控訴審の判決が言い渡されました

— 国及び当社勝訴 —

本件は、川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の設置変更許可処分（2014年 9 月 10日付）の取消請求について、福岡地方裁判所が棄却した判決（2019年 6 月 17日付）を不服として、2019年 6 月 29日に福岡高等裁判所に控訴されたものです。当社は 2016年 8 月 23日から訴訟参加しております。

これまで国及び当社は、川内原子力発電所の火山にかかる当社の評価及び新規制基準適合性審査に不合理な点はなく、処分は適法であり安全性が確保されているとして、控訴の棄却を求めてまいりました。

本日、福岡高等裁判所は、火山ガイドや火山事象に係る新規制基準適合性審査の判断に不合理な点はなく、川内原子力発電所の原子炉設置変更許可処分は適法であるとして、控訴を棄却しました。

今回の判決は、これまでの国及び当社の主張が裁判所に認められたものであり、妥当な結果と考えております。

今後とも、更なる安全性・信頼性向上への取組みを自主的かつ継続的に進め、原子力発電所の安全性確保に万全を期してまいります。

以 上